

有害使用済機器の保管等に関するガイドライン
自治体編（案）

平成@年@月
環境省

目次

1. はじめに	3
1.1 廃棄物処理法改正の背景・目的	3
1.2 ガイドラインの位置づけ	7
1.3 用語の定義	8
2. 有害使用済機器の指定対象	9
2.1 有害使用済機器の概要	9
2.2 有害使用済機器の指定	10
2.2.1 有害使用済機器の指定	10
2.3 現場での有害使用済機器の判別	13
2.3.1 その他業務用機器（いわゆる業務用機器）の該非判断	13
2.3.2 破損した機器、部品等の取扱い.....	16
2.3.3 有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合の取扱い.....	20
3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準	21
3.1 保管及び処分の基準の概要.....	21
3.2 有害使用済機器の保管基準.....	21
3.2.1 有害使用済機器の保管基準	21
3.2.2 有害使用済機器の保管に関して.....	24
3.2.3 有害使用済機器からの火災及び延焼を防止するための措置	32
3.2.4 その他.....	37
3.3 有害使用済機器の処分基準.....	39
3.3.1 有害使用済機器の処分に係る基準	39
3.3.2 処分にかかる生活環境保全上の措置	41
3.3.3 有害物質の火災及び延焼を防止するための措置	41
4. 維持管理	43
4.1 その他遵守すべき事項	43
5. 有害使用済機器の保管等に関する届出手続き	45
5.1 有害使用済機器の保管等に関する届出手続きの概要.....	45
5.2 届出除外対象者について	46
5.3 有害使用済機器の保管等に関する届出について	49
5.3.1 有害使用済機器の保管等に関する届出の流れ.....	49
5.3.2 届出事項・書類	50
5.3.3 変更の場合.....	53
5.3.4 休止・廃止の場合.....	53
6. 報告徴収、立入検査等	54

6.1 目的	54
6.2 罰則	56
7. その他の事項.....	58
7.1 運用上の留意事項	58
8. (参考) 巻末.....	60
8.1 届出様式及び記載例.....	60
8.2 参考資料.....	61
8.2.1 関連法令	61
8.2.2 有害使用済機器に含まれる部品.....	70
8.2.3 騒音の環境基準等 (3.2.2 関係)	71
8.2.4 油水分離槽の容量に関する計算方法 (3.2.2 関係)	74

1. はじめに

1.1 廃棄物処理法改正の背景・目的

<雑品スクラップによる諸問題>

本来の用途での使用を終了した電気電子機器等（以下「使用済機器等」という。）は、不適正な取扱いを受けやすく、その場合に生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある物ですが、近年、このような使用済機器等が雑多な物と混ぜられた金属スクラップ（以下「雑品スクラップ」という。）などの形で、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づく輸出時の規制を事実上ほとんど受けず、輸出先で十分な技術を持たない者によってリサイクルされることにより、現地での人の健康や環境に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

一方国内においても、雑品スクラップを積載した船舶や保管中のスクラップヤードにおいて、火災が発生し、港湾周辺等の生活環境や経済活動に影響を及ぼす事例もみられるほか、スクラップヤードでの保管や処分等に際して使用済機器（その一部を含む）又は含まれている有害物質の周辺への飛散、あるいは汚水の流出など生活環境への悪影響が生じることも懸念されます。しかしながら、これらの機器等は有価性を有する場合があります、廃棄物とは判断できない場合があるため、これまでは、環境保全上適正な取扱いに関する規制が困難な場合があります。

また、電気電子機器等については、「特定家庭用機器再商品化法」（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に規定される使用済家電4品目、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に規定される使用済小型家電28品目は、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づく適正処理が確保されたリサイクルルートを整備することにより、適正な資源循環の実現を目指してきたところですが、当該ルートを外れ雑品スクラップ等として輸出に至る事例もあり、これらのリサイクル法の形骸化に関する懸念も指摘されているところです。

<廃棄物処理法等の改正>

このような背景の下、平成29年6月16日に成立・公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律において、廃棄物以外の使用済の機器についても有害物質を含む等によって不適正な取扱いをした場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じおそれがある物を、新たに有害使用済機器として位置づけ、その保管又は処分を業として行う者に、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付けするとともに、違反があった場合等における改善命令の対象として追加する等の措置を講ずることとなりました。

同時に、バーゼル法においても、具体的な規制対象範囲について法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの課題があったことから、具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を法的に明確化するよう改正が行われました。

<法改正の内容> (第 17 条の 2)

- ①使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを**有害使用済機器**として定義
- ②有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者に**都道府県知事又は政令市長への届出を義務付け**
- ③政令で定める**保管・処分にに関する基準の遵守を義務付け**
- ④都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは罰則の対象）

【コラム】 雑品スクラップを積載した船舶や保管中のスクラップヤードで発生した火災事故の例 (2017 年 1 月～8 月)

- 雑品スクラップを積載した船舶や保管中のスクラップヤードで発生した火災事故について、報道や関係者への聞き取り等を基に環境省においてとりまとめた事例 (2017 年 1 月～8 月発生分) は以下のとおりです。スクラップに使用済家電を含むケースが多く見られます。

発生日	発生場所	事案の概要
8 月 7 日	埼玉県三芳町	リサイクル会社のスクラップヤードで家電製品から出火。
8 月 6 日	大阪府堺市	リサイクル会社の敷地内で電化製品から出火。
7 月 27 日	福岡県糸島市	リサイクル会社の敷地内に野積みされていた家電製品から出火。消防車約 20 台が出動。福岡市の PM2.5 測定機器で高濃度の数値を記録。
7 月 20 日	静岡県浜松市	金属買取業者のスクラップヤードでバッテリー類から出火。
7 月 19 日	和歌山県和歌山市	船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。使用済家電やモーター類が積荷に混入。
7 月 13 日	千葉県市原市	船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。使用済家電やモーター類が積荷に混入。
5 月 19 日	兵庫県尼崎市	金属買取業者のスクラップヤードでスクラップの山から出火。スクラップに使用済家電やバッテリー類が混入。消防車約 19 台が出動。
5 月 17 日	新潟県上越市	スクラップ輸出業者のスクラップヤードでミックスメタルスクラップの山から出火。約 3 時間にわたり燃えた。
5 月 13 日	宮城県仙台市	金属スクラップリサイクル業者のスクラップヤードでミックスメタルスクラップの山から出火。約 500 立方メートルのスクラップが燃えた。
5 月 1 日	千葉県船橋市	船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。使用済家電やモーター類が積荷に混入。
4 月 24 日	福岡県福岡市	船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。使用済家電が積荷に混入。約 15 時間半後に鎮火し、船体の大部分が沈没。船体から油が海に流出。
1 月 31 日	愛知県名古屋市	船にミックスメタルスクラップを積込み中に出火。

出典：有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第 1 回）資料

【コラム】電気電子機器への有害物質含有状況の分析例

- 家電4品目、小型家電28品目の多くは、有害物質を含むプリント基板を使用しており、一部は電池を使用しています。
- また、既存の分析結果により、家電4品目、小型家電28品目の多くから鉛、アンチモン等の有害物質の含有が確認されています。

<家電リサイクル法対象製品※1、2、3>

品目	製品1台に含まれる鉛重量(g)	フロンの使用状況	プリント基板の使用状況
エアコン	20.2	○	○
ブラウン管テレビ	700.7		○
液晶テレビ	8.4		○
プラズマテレビ	23.8		○
電気冷蔵庫	11.1	○	○
電気洗濯機	19.5	△	○
乾燥機	12.9		○

【分析方法】
 ①家電製品
 ・金属、銅線、基板等ごとに破砕し、各分類の重量比により試料を混合、調整。
 ・分析方法: 酸分解、アルカリ融解-ICP法
 ②小型電気電子機器
 ・基板を破砕し、試料を混合、調整。
 ・分析方法: 王水分解+アルカリ溶融、基本的にICP発光分析装置及びICP質量分析装置を併用して分析

以下、文献を参考に作成

※1 環境省: 平成19年度家電リサイクル推進調査報告書(平成20年3月)

※2 経済産業省: 平成21年度使用済家電4品目の経過年数等調査報告書(平成22年3月)

※3 一般財団法人家電製品協会: 家電リサイクル実績(平成21年度の再商品化処理台数、再商品化等処理重量)

<小型電気電子機器(小型家電28品目のうち代表的な製品)※4、5>

小型家電28品目の分類	主な品目	製品1台中の基板に含まれる重量(g)			プリント基板の使用状況	電池類の使用状況
		鉛	アンチモン	ヒ素		
電話機・ファクシミリ装置 その他の有線通信機械器具	電話	3.175	0.252	0.002	○	○
	ファクシミリ	4.926	1.031	0.003	○	
	携帯電話端末・PHS端末 その他の無線通信機械器具	0.437	0.027	0.004	○	○
ラジオ受信機及びテレビジョン受信機 (特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	ラジオ	2.272	0.062	0.014	○	○
	デジタルカメラ	0.839	0.089	0.007	○	○
デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	BDレコーダ/プレーヤ	0.246	1.305	0.033	○	
	BS/CS アンテナ	0.178	0.003	0.000	○	
	カラーテレビ	2.640	0.240	0.002	○	
	テープレコーダ	8.053	0.439	0.000	○	
デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセット その他の電気音響機械器具	MPレコーダ/プレーヤ	0.276	0.031	0.000	○	○
	デジタルオーディオプレーヤ	1.212	0.085	0.007	○	○
	ICレコーダ	0.182	0.014	0.000	○	○
	補聴器	0.041	0.001	0.000	○	○
パーソナルコンピュータ	カーラジオ	2.640	0.240	0.002	○	
	パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型	3.104	0.705	0.005	○	○
パーソナルコンピュータ デスクトップ型(タワー型及びび一体型を含む)	パーソナルコンピュータ	31.163	5.905	0.023	○	
	補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)				○	
磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	ゲームソフト				○	
	プリンター	9.133	2.906	0.017	○	
プリンターその他の印刷装置	フォトプリンター	0.026	0.032		○	
	モニター(パーソナルコンピュータ用)	9.446	0.782	0.007	○	
	キーボードユニット	0.491	0.130	0.000	○	
ディスプレイその他の表示装置	プロジェクター	17.469	0.462	0.002	○	
	電子書籍端末					○
電動ミシン	電子書籍端末					○
	電気ミシン	1.966	0.143	0.000	○	○
電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気グラインダー				○	
	電気ドリル				○	○
	電気ポリシャ				○	
電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	電卓	0.193	0.009	0.001	○	○
	電子辞書	0.298	0.029	0.004	○	○
ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電気式温湿度計				○	○
	デジタル歩数計				○	○

○: 使用を確認

注1 基板重量(kg/台) = 基板の排出重量(kg) ÷ 排出台数

注2 製品重量(kg/台) = 基板の排出重量(kg) ÷ 排出台数

注3 製品1台中の基板に含まれる有害物質の重量=基板中の有害物質の含有量÷排出台数

小型家電28品目の分類	主な品目	製品1台中の基板に含まれる重量(g)			プリント基板の使用状況	電池類の使用状況
		鉛	アンチモン	ヒ素		
電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	治療浴用機器及び装置	1.989	0.028		○	○
	家庭用電気・光線治療器	0.452	0.006		○	
	家庭用磁気・熱療法治療器	2.261	0.032		○	
	家庭用医療用物質生成器	1.558	0.022		○	
フィルムカメラ	フィルムカメラ	0.815	0.012	0.000	○	○
ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)	電子ジャー	3.008	0.625	0.001	○	
扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く)	食器洗い乾燥機(卓上型)	1.102	0.560	0.003	○	
電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)	扇風機	0.873	0.025	0.000	○	○
電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気アイロン	1.509	0.489	0.000	○	
	電気掃除機	0.390	0.048	0.000	○	
ヘアードライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	電気ストーブ	0.791	0.032	0.000	○	
	電気毛布				○	
	ヘアードライヤー	0.061	0.150	0.000	○	
電気マッサージ器	電気かみそり	0.056	0.016	0.000	○	○
	電動歯ブラシ	0.077	0.001	0.000	○	○
ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	電気マッサージ器				○	○
電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具	ランニングマシン				○	
蛍光灯器具その他の電気照明器具	電気芝刈り機				○	
	照明器具	0.346	0.065	0.000	○	○
電子時計及び電気時計	携帯用電気ランプ(懐中電灯を含む)				○	○
	電子時計及び電気時計	0.248	0.003	0.000	○	○
電子楽器及び電気楽器	電子キーボード	0.032	0.008	0.000	○	
	据置型ゲーム機	8.943	2.108	0.110	○	
ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	携帯型ゲーム機	0.689	0.070	0.001	○	○
	ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)	0.178	0.001	0.000	○	○

○: 使用を確認

注1 基板重量(kg/台) = 基板の排出重量(kg) ÷ 排出台数
注2 製品重量(kg/台) = 基板の排出重量(kg) ÷ 排出台数
注3 製品1台中の基板に含まれる各有害物質の重量=基板中の各有害物質の含有量 ÷ 排出台数

以下、文献を参考に作成

※4: 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会含有量分析結果資料に基づき作成

※5: 株式会社環境管理センター、平成24年度使用済電子機器を構成する部品の有害性調査業務

1.2 ガイドラインの位置づけ

上記の法改正を受け、環境省では、平成29年9月～12月に有識者、自治体担当者、関連業界団体等で構成される「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会」を開催し、有害使用済機器の指定や保管・処分の基準、届出事項等の政省令事項やその他詳細な事項について検討を実施しました。

本ガイドラインは、上記検討を踏まえて、有害使用済機器の保管・処分等に関する制度を所管する都道府県及び政令市の担当者向けに、有害使用済機器の指定、当該機器の保管・処分の基準、届出手続き等について解説することで、制度運用の円滑化を図るとともに、スクラップヤード等におけるより望ましい管理について記載し、適正な管理を推し進めることを目的としています。

本ガイドラインの構成は以下のとおりです。

1章 はじめに	廃棄物処理法改正の背景・目的、改正内容、ガイドラインの位置づけ、用語の定義について示しています。
2章 有害使用済機器の指定対象	有害使用済機器の範囲を示すとともに、現場での判別方法について示しています。
3章 有害使用済機器の保管・処理の基準	有害使用済機器による環境影響事案（流出、火災、有害物質の飛散・地下浸透等）を防止するための保管・処分基準について示しています。
4章 維持管理	有害使用済機器の保管又は処分に関して、その他に遵守すべき事項として帳簿の作成・保管義務について示しています。
5章 有害使用済機器の保管等に関する届出手続き	有害使用済機器の保管又は処分を業に関する届出の手続き届出の流れと記載事項等について示しています。
6章 報告徴収、立入検査等	有害使用済機器の保管・処分等に関する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令、罰則等について示しています。
7章 その他	有害使用済機器の保管等に関する今後の検討課題について運用上の留意事項として示しています。
(参考) 巻末	届出様式及び記載例、その他の参考資料を示しています。

1.3 用語の定義

本ガイドラインで使用している用語の定義を示す。

用語	説明
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）は、廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。廃棄物処理法、廃掃法と略される。
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	バーゼル条約に対応する国内法であり、特定有害廃棄物の運搬、輸出入の制限、処理等を規制するための法律である。バーゼル法とも呼ばれる。
雑品スクラップ	鉄、非鉄金属・プラスチック等を含む雑多な「未解体」「未選別」のスクラップであり、「雑品スクラップ」と呼ばれる。解体業者・工場や一般家庭・事業所等から使用済となって排出されたもの。「金属スクラップ」「ミックスメタル」と称することもある。
有害使用済機器	作成中
機器	作成中
部品	作成中
原材料	作成中
収集運搬	作成中
保管	作成中
処分	作成中
ヤード	作成中
手解体	
配電盤	作成中
黒モーター	作成中
・・・	

⇒ガイドラインを一通り作りこんでから検討

2. 有害使用済機器の指定対象

2.1 有害使用済機器の概要

法第十七条の二 第一項

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（解説）

一般家庭や業務上使用されている機器の中には、内部に鉛などの有害物質が含有されているものやバッテリーが内蔵されている物又は潤滑油等の油が使われている物があります。これらの機器が本来の用途での使用を終了し、破壊等ぞんざいに取り扱われた場合には、その内部に含まれる有害物質の飛散、流出や火災発生のおそれがあり人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる可能性があります。

このような機器のうち廃棄物に該当するものについては、既存の法制度の下、適正な管理が促されることとなります。一方、一部が原材料等として相当程度の価値を有するなどのため、廃棄物とは判断できない機器は、これまで法の規制が及ばなかったことから、適正な管理を促すため、これらの機器を有害使用済機器として位置づけ、その取扱いについて一定の規定を設けることとしました。

有害使用済機器は「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）」と定義されていることから、対象機器が有害使用済機器か否か判断する際には、まず、廃棄物か否かを判断する必要があります。廃棄物該当性の判断に当たっては、従来同様、3. 19通知など既存の通知を参考に総合的に判断することとなります。

その上で、対象物機器が廃棄物と判断されない場合に、改めて有害使用済機器か否か判断することとなり、対象機器が使用を終了している場合は有害使用済機器に該当します。なお、「使用を終了し」とは、機器本来の用途での使用を終了したという意味であることから、リユース品や修理して再度使用する機器については本来の用途での使用を終了しているわけではないため有害使用済機器にあたらないことに留意する必要があります。

※3. 19通知は廃棄物該当性の判断の目安であることから、有害使用済機器の規制の創設に伴って趣旨が変更されるわけではありません。

2.2 有害使用済機器の指定

2.2.1 有害使用済機器の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（関連部分のみ抜粋）

<暫定的に検討会中間取りまとめの記述を抜粋>

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握が一定程度なされているリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。
- その他の今回指定しない機器についても、当該機器の有害性や輸出実態を含む使用済機器としての流通の実態等を踏まえて対象機器を追加する等、必要な措置を引き続き検討し、適時適切に機動的な対応を行う。
- 給湯器、配電盤及び無停電電源装置（UPS）については、現地調査において多く確認され、また、有価としての取引量が多く、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有の可能性があることから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定上特に考慮する。

（解説）

○指定にあたっての「基本的な考え方」について

有害使用済機器の指定にあたっては、現時点で把握している実態を踏まえ、特に、有害性として鉛等の有害物質の含有や火災リスクに着目して対象機器を指定されています。家電リサイクル法対象製品（家電4品目）、小型電気電子機器（小型家電28品目）の多くは、鉛を含有するものもあるプリント基板や一部は電池を使用しているものも加え、既存の分析結果でも鉛、アンチモン等の有害物質の含有が確認されています。

他方で、有害使用済機器の指定にあたっては、取引市場が形成されている等の一定の有価性や取引量についても考慮されています。

今回の改正廃棄物処理法では、既存の制度として実効的な運用が進められている家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法（以下「リサイクル法」という。）の対象品目（家電4品目及び小型家電28品目、これらの附属品を含む）が対象として指定されています。

○家庭用機器と業務用機器の取扱い

リサイクル法上の対象機器は家庭用に製造された機器（いわゆる家庭用機器）に限定されていますが、その他の機器（いわゆる業務用機器）についても、環境影響に関して家庭用と差異があるとはいえ、また、同様の形状、機能、性状や効用を持ったものも多く、品番まで確認しなければ家庭用機器か業務用機器か区別できないものもあります。そのため、家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではないものに限り、業務用機器についても

対象として指定することとしています。例えば、業務用エアコン、業務用冷蔵庫、業務用プリンター等の業務用機器についても、明確に家庭用機器でないことの現場での判断が容易ではない場合は、すべて有害使用済機器に該当することとなります。

なお、大型のレーザープリンター、大型のパッケージエアコン、産業機械由来のコンプレッサー等、明らかに業務用と判断される機器は、有害使用済機器には含まれません。

表 1 法第 17 条の 2 第 1 項の政令で定める対象機器

有害使用済機器として指定する品目一覧（案）

1. ユニット形エアコンディショナー
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. ブラウン管式のもの
 - b. 液晶式のもの及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機
5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
6. 携帯電話端末・PHS 端末その他の無線通信機械器具
7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2. のテレビジョン受信機を除く）
8. デジタルカメラ・DVD レコーダーその他映像用機械器具
9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
10. パーソナルコンピューター
11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
12. プリンターその他の印刷装置
13. ディスプレイその他の表示装置
14. 電子書籍端末
15. 電動ミシン
16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
18. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
19. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
20. フィルムカメラ
21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）
22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（ユニット型エアコンディショナーを除く）
23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
26. 電気マッサージ器
27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
30. 電子時計及び電気時計
31. 電子楽器及び電気楽器
32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

※ 1～32 については、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては、家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）も対象とする。

【コラム】有害使用済機器の指定範囲

- 図1は、有害使用済機器の指定に関する考え方を示したものです。
- 今回指定する対象機器としては、リサイクル法関連機器及びその他業務用機器等のうち、家庭用機器との差異が現場で容易に判断できないものを含めることとしています。
- 一方、改正バーゼル法では、廃棄物処理法と異なるバーゼル法の観点及び現場での迅速な判断の観点から、リサイクル法関連機器と同等の業務用機器として、給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）、冷却用コンプレッサー（黒モーター）を規制対象物として省令に明記することとしています（関連条文は巻末の参考資料を参照）。

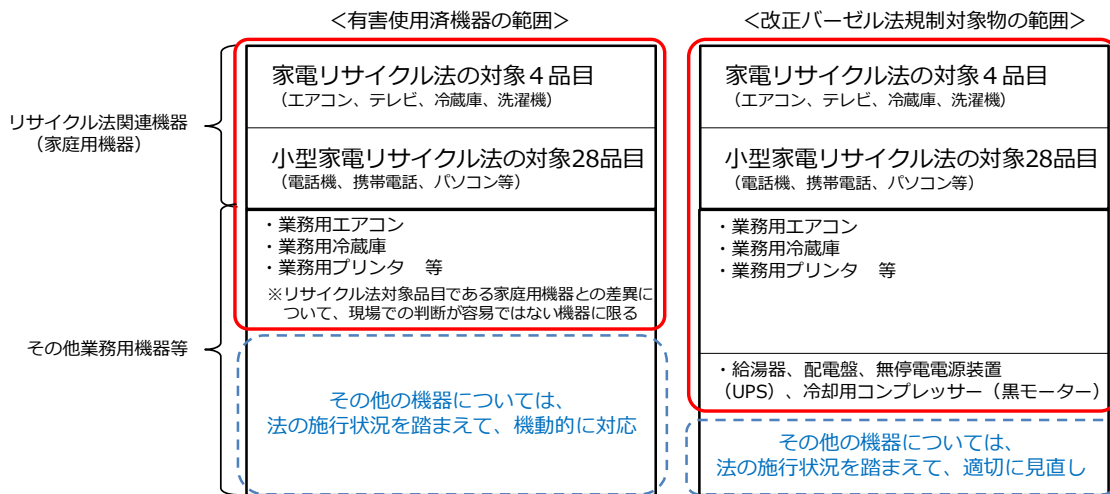


図1 有害使用済機器の指定範囲と改正バーゼル法規制対象物の範囲

2.3 現場での有害使用済機器の判別

2.3.1 その他業務用機器（いわゆる業務用機器）の該非判断

前述の通り、家庭用機器と判別不能なものに限り業務用機器についても有害使用済機器として指定される一方、明らかな業務用機器の場合は、有害使用済機器には該当しないこととなります。これらの機器の例を次に示します。

<写真・事例> 明らかに業務用とわかる機器



明らかに業務用とわかる機器（業務用エアコンの室外機）



明らかに業務用とわかる機器（業務用空調機器）



明らかに業務用とわかる機器（業務用冷凍・冷蔵機器）



明らかに業務用とわかる機器（業務用冷凍・冷蔵機器、ショーケース）



明らかに業務用とわかる機器（業務用洗濯機）

<写真・事例> 家庭用とわかる機器

写真を追加予定

<写真・事例> 業務用であるが家庭用と判別困難な機器（有害使用済機器として指定）

写真を追加予定

2.3.2 破損した機器、部品等の取扱い

有害使用済機器はその取扱いの過程で変形したり、破損されたりすることも想定されますが、外形上もとの機器が判別できる場合には有害使用済機器に該当します。

一方、有害使用済機器を解体し、取り出した部品（例えばPCの内蔵HDD等）や原材料となるまで処理されたもの（例えば金属製錬の原料用の基板等）は有害使用済機器には該当しません。

<写真・事例> 破壊等がなされた有害使用済機器



破壊等がなされた有害使用済機器（パソコン）



破壊等がなされた有害使用済機器（プリンター）



破壊等がなされた有害使用済機器（掃除機）

写真を追加予定

破壊等がなされた有害使用済機器の一部
(〇〇の一部が確認)

【コラム】部品、原材料などについて

- 有害使用済機器から取り出されたモーターやバッテリー等の部品に関しては、有害使用済機器には該当しません。しかし、モーターからの油の流出や、バッテリーが火源と想定される火災などが散見されていることを鑑みると、これら部品についても環境保全上適正な取扱いをすることが望まれます。
- 環境保全上適正な取扱いとしては、種別毎の分別保管、油等が漏れ出さない・浸透させないよう容器を用いた保管、風雨にさらされることのないよう密閉することのできる容器での保管や屋内での保管、部品等が圧力等で変形破壊されないような措置などが考えられます。

<写真・事例> 部品まで分解されているが適正に保管等されていないもの

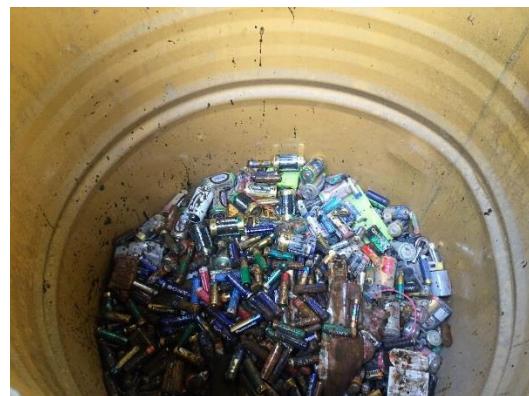


部品まで分解された部品から油等の流出がみられる例（黒モーターから油が流出）

<写真・事例> 部品や原材料として適正に分別保管されているもの



部品や原材料として適正に分別保管されているもの（HDD）



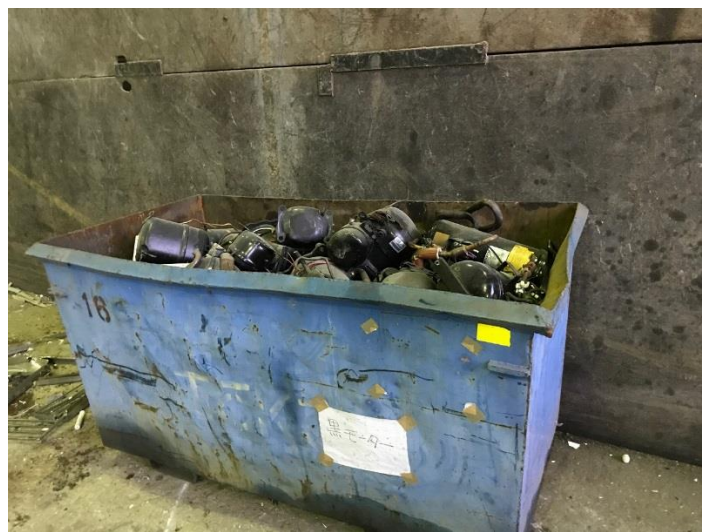
部品や原材料として適正に分別保管されているもの（バッテリー）



部品や原材料として適正に分別保管されているもの（基板類①）



部品や原材料として適正に分別保管されているもの（基板類②）



部品や原材料として適正に分別保管されているもの（黒モーター）



(参考) 部品や原材料として適正に分別保管されているもの (鉛バッテリー)

2.3.3 有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合の取扱い

有害使用済機器はその他の物（有害使用済機器の対象ではないもの）と分別保管することが求められます。このため、搬入時に分別する必要があることから、運搬時においても分別が容易な状態で積載することが望まれます（分別保管については後述の 3.2.3 も参照してください）。

3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

3.1 保管及び処分の基準の概要

法第十七条の二 第二項

有害使用済機器保管等事業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。

(解説)

有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域等の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管及び処分による火災の発生のおそれがあるため、有害使用済機器保管等事業者は基準を遵守し適正に保管又は処分を行う必要があります。

3.2 有害使用済機器の保管基準

3.2.1 有害使用済機器の保管基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（関連部分のみ抜粋）

<暫定的に検討会中間取りまとめの記述を抜粋>

○ 保管場所の要件

- ・ 周囲に囲い（荷重が直接かかる場合は構造耐力上安全なもの）を設けるとともに、有害使用済機器の保管の場所である旨その他保管に必要な事項を記載した掲示版を設けることとする。

○ 保管場所からの飛散・流出・地下浸透防止等

- ・ 汚水が生じるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこととする。
- ・ 保管及び保管に係る作業を行うに当たり、有害使用済機器（その一部も含む）の飛散流出防止、騒音・振動等の防止、その他ねずみ・害虫の発生防止等生活環境保全上必要な措置（例えば、屋外において容器を用いずに保管する場合は、隣地へ飛散しないよう敷地境界から十分離隔する、堅牢な壁で三方が囲まれている場合は、保管高を壁の高さ以下に抑えるとともに壁で囲まれていない面は敷地境界から十分離隔するなど）を行うこととする。

○ 保管時の火災防止

- ・ いわゆる雑品スクラップの火災が頻発していることや他制度上の制約がかかるような取扱いになっていないことを踏まえ、人の健康・生活環境の保全上、特に

留意すべきと思われる火災の防止の観点から、次の措置を講じる。

- 火災防止の観点から保管の高さを概ね5m以下とし、集積面積を一定以下とする等（例えば、一の集積単位の集積面積を200m²以下とし、集積単位間の離隔距離を2m以上とする）の措置を講ずることとする。
- 火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については、火災にならないよう回収し、適切に処理することとする。
- 火災及び延焼の防止の管理を容易にする観点から、廃棄物と金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管することとする。

※ 政令、省令、ガイドライン等を組み合わせて規定することを想定。より詳細な内容は適宜ガイドライン等で明らかにする。

(解説)

【囲いの設置】について

有害使用済機器の保管にあたっては、機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要があります。また、囲いに加重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、囲いが倒れ又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要があります。

【保管ヤード付近の掲示板の設置】について

有害使用済機器の保管に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、保管又は処分の別、保管品目、保管量、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、必要な事項が表示された掲示板を設ける必要があります。

【土壌・地下水汚染防止】について

有害使用済機器は内部に潤滑油等を含むものがあり、また多くの機器では有害物質を含んでいることから、保管に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがあるため、周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要があります。

【保管高さ】について

有害使用済機器を容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要があります。

【飛散流出に関する必要な措置】について

屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管の状況に応じて必要な対策を講じる必要があります。

【生活環境の保全、公衆衛生の保全等】について

有害使用済機器の保管を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要があります。

また、害虫やねずみが発生しないような措置を講じる必要があります。

【火災・延焼防止】について

有害使用済機器の中には、乾電池、リチウムイオン電池等が含まれているものがあり、これらの電池からの液漏れや短絡を要因として火災が発生するおそれがあります。また、外装に多く使われているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれがあります。

このことから、火災発生源の可能性のある物の分別、保管高さを一定程度に制限する等の措置を講じる必要があります。

次節以降では、政令に記載された項目に関して具体的な基準等を説明します。

3.2.2 有害使用済機器の保管に関して

【囲いの設置】

ヤード内において有害使用済機器を適正な保管を行うために囲いを設け、保管場所を明確化する必要があります。囲いに寄りかかって保管する場合は、堅牢な壁にする必要があります。

なお、有害使用済機器以外の物、例えば、原材料、部品等の保管場所について、保管場所を明確にすることが望まれます。

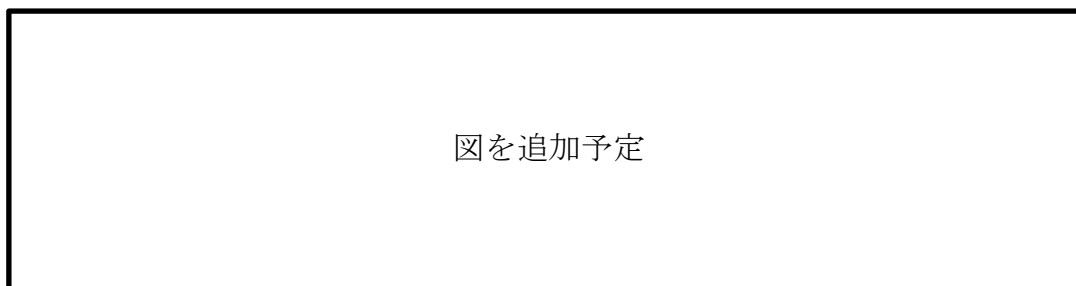


図 1 保管ヤード概要

【掲示板の設置】

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(関連部分のみ抜粋)
第●条**

事業者は、有害使用済機器の取扱いについて関係者以外にもわかるよう、ヤードの入り口等の見やすい場所に掲示板を設ける必要があります。

設置する掲示板の寸法は縦 60cm×横 60cm 以上である必要があります。掲示板には、有害使用済機器の保管の場所である旨、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、保管又は処分の別、保管品目、保管量、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、当該ヤードに関する基本情報を掲載する必要があります。また、見やすくするために、文字は黒字、下地は白地であることが望ましく、文字は読みやすく鮮明にするよう留意が必要です。

有害使用済機器等の保管場所		
管理者	氏名又は名称	
	連絡先	
保管又は処分の別		
取扱い品目		
数量		m ³
最大保管高さ		m

図 2 掲示板のイメージ

1) 土壌・地下水汚染防止

有害使用済機器の保管に際し、雨水による汚水の発生などの可能性がある場合は、汚水の流出や土壌・地下水汚染防止のための措置を講じる必要があります。例えば、容器を用いる場合は、液体が漏洩しない容器を用いる保管を行う、容器床面を不浸透性の床とし、雨水・汚水を充分処理できる能力の油水分離槽などの処理施設を設置し、ヤードの雨水・汚水を有効に処理施設に集水できるよう、床面の勾配の設定や側溝を設ける等の措置が考えられます。また、建屋などの屋根付きの施設や屋内で保管する場合においても、有害使用済機器に含まれる有害物質等が流出しないよう措置する必要があります。

a. 容器による保管

有害使用済機器からの油等の飛散・流出を防止するためには、容器を用いることが効果的です。しかし、容器の耐久性を無視した積み上げ、重機等の使用は容器を破損させることになり、油等の流出につながる恐れがあるため留意が必要です。

b. 床面の不浸透措置（コンクリートの敷設等）

床面へのコンクリート敷設等に関しては、汚水・雨水が土壌に浸透しないよう隙間を生じないように留意する必要があります。また、有害使用済機器を含む雑品スクラップの底面や、重機・車両等の荷重がかかる箇所は、破損を防ぐ必要があるため、鉄板等を敷設している例もあります。汚水が生ずる恐れがあるにもかかわらず、現在床面の不浸透措置を行っていない場合は、新法の施行後 6 ヶ月以内にコンクリート敷設等を行う必要があります。

<写真：事例> 汚水の地下浸透防止対策の事例

下記の事例では、土壌・地下水汚染防止の観点から、保管ヤード床面にコンクリート（35cm、W 鉄筋）で舗装しています。また、雨水、油水が 1 ヶ所に集められるよう適切な勾配がとられています。また、地下浸透防止のためのコンクリート舗装面が重機での作業や、重量物の

保管等に耐えうるよう、コンクリート舗装面の上に鉄板を敷設しています。



図 3 地下浸透防止策の事例
(左：ヤード床面はコンクリート（350mm）で舗装。写真は工事中のもの)
(右：コンクリートの上に鉄板を敷設)



図 4 土壌・地下水汚染防止対策が不十分な床面

c. 排水溝・油水分離槽の設置

油を含む汚水の保管ヤード外への流出防止及び、保管ヤードの雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集約する箇所に油水分離槽等を設置する必要があります。

排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、排水溝は、雨水・汚水の集水箇所に流れるよう、下図のように排水勾配を確保する必要があります。



図 5 保管ヤードにおける排水勾配のイメージ

また、油水分離槽は、流入する汚水を処理することのできる十分な容量にするよう留意が必要です。

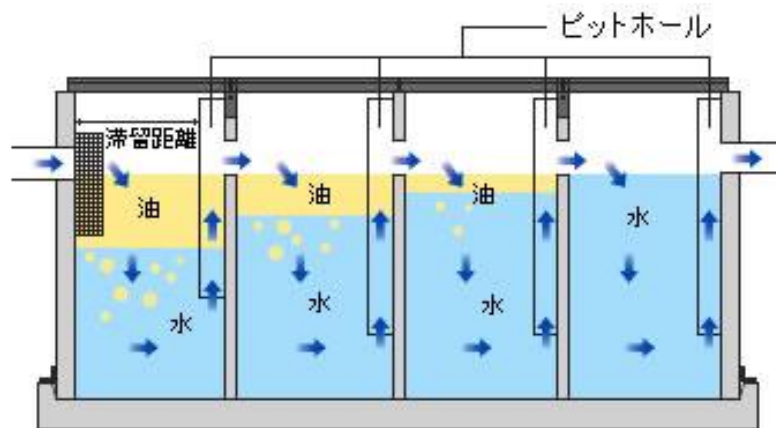


図 6 油水分離槽の概要

出典：メーカーHP

<写真：事例> 汚水の流出防止対策の事例

下記の事例では、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置しています。

また、汚水が生じるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するために必要な設備を設ける必要があります。下記の事例のように、油を含む汚水が発生する可能性があることから、集水面積に見合った規模の油水分離槽を設けることが有効です。



図 7 汚水の流出防止策の事例
(左：ヤード周辺に排水溝を設置、右：油水分離槽の設置)

2) 飛散・流出防止

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(関連部分のみ抜粋)
第●条**

屋外で容器を用いないで保管する場合など、風等により有害使用済機器及びその一部が飛散・流出するおそれがある場合は、フェンスを設けるなど必要な措置を講じる必要があります。それ以外にも、ヤード内での重機等の稼働、運搬等の作業に際しても飛散流出しないようにする必要があります。また、カゴやフレキシブルコンテナ等の容器による保管が有効です。

<写真：事例> フェンス設置の事例

風により有害使用済機器やその一部の飛散の可能性がある場合は、敷地外に飛散しないような措置を講じる必要があります。

下記の事例では、周囲に鉄製の囲い(高さ 4.5m)を設け、さらに上部に鉄網製(地域住民への景観上の配慮)の囲いを設置しています。

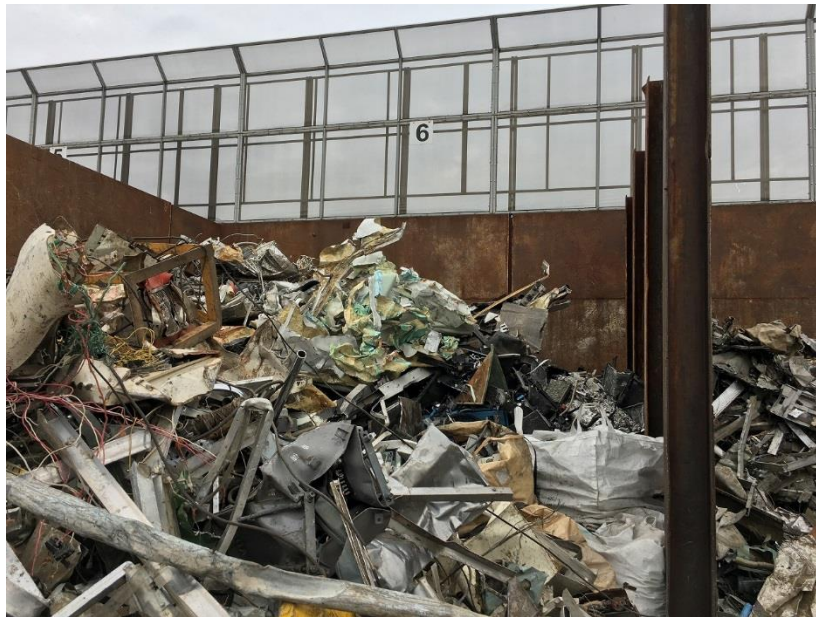


図 8 フェンスの設置事例（鉄製、高さ 4.5m）

3) 生活環境保全等

その他には、騒音・振動の防止等、生活環境保全上必要な措置を講じる必要があります。

・騒音・振動防止

有害使用済機器の保管にあたって、車両や重機の稼働等により騒音や振動が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがあります。特に夜間は、周辺の環境音等が小さくなるため、相対的に影響が大きくなることから留意が必要です。騒音・振動の対策としては、「極力低騒音型の小型の車両、重機を用いる」、「夜間営業を行わない」等により周辺住民の生活環境に支障が生じないような措置を講じる必要があります。

・悪臭防止・衛生対策

ねずみ、害虫等が発生しないようにするためには、保管する有害使用済機器等の雑品スクラップの整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで衛生的な環境を作り出すこと、害虫が発生しないよう又は雨水の腐敗による悪臭が発生しないよう雨水が溜まらないようにすることなどが考えられます。また、害虫等の発生のおそれがある場合には、薬剤散布などが考えられます。

(2) 雑品スクラップの保管の高さ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（関連部分のみ抜粋）
第●条

有害使用済機器の保管に際しては、機器及びその一部が周辺に飛散流出しないように保管する必要があります。

屋内での保管、容器を用いた保管、などが考えられますが、容器を用いず屋外で山積み
に保管する場合も想定されます。

その場合、①堅牢な囲い接しない場合は、水平面に対し五十パーセントの勾配として保
管する。②堅牢な囲いに接する場合（③の場合を除く）③三方を堅牢な囲いでかこむ場合
に3つの場合について基準が定められています。

<屋外で容器を用いない場合の保管の例>

図 9 エラー! 参照元が見つかりません。のように堅牢な壁を設置することなく屋外で容
器を用いずに有害使用済機器を保管する場合、崩落や崩落に伴う有害使用済機器の敷地外
への流出防止の観点から、水平面に対して 50%の勾配を遵守して保管する必要があります。
また、最大保管高さは火災防止の観点から5メートル未満にする必要があります。

図 10 エラー! 参照元が見つかりません。のように保管場所に堅牢な囲いを設置している
場合、堅牢な囲いに接している面は壁の上辺から垂直に 50センチメートル下がった高さ、
又は5メートルのうち低い方を保管の最大高さとする必要があります。また、堅牢な囲いに
接していない面は、エラー! 参照元が見つかりません。の場合と同様水平面に対して 50%
の勾配を遵守して保管する必要があります。

図 11 エラー! 参照元が見つかりません。のように3方が堅牢な囲いに接している場合は、
囲いに接している面はエラー! 参照元が見つかりません。壁の上辺から垂直に 50センチメ
ートル下がった高さ、又は5メートルのうち低い方を保管の最大高さとする必要がありま
す。一方、囲いに接していない面は、敷地境界線まで最大保管高さの2倍以上離隔されて
いる場合、最大保管高さまでの積み上げが可能となります。最大保管高さの2倍以上離隔さ
れていない場合は、エラー! 参照元が見つかりません。と同様に水平面に対して 50%の勾配
を遵守して保管する必要があります。

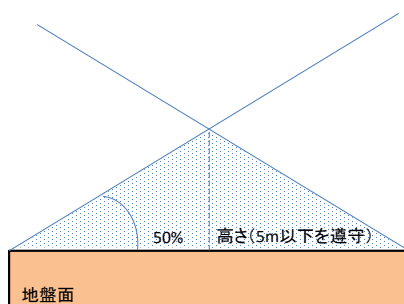


図 9 囲いに接していない場合

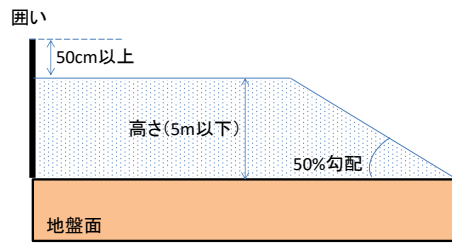


図 10 一方が囲いに接している場合

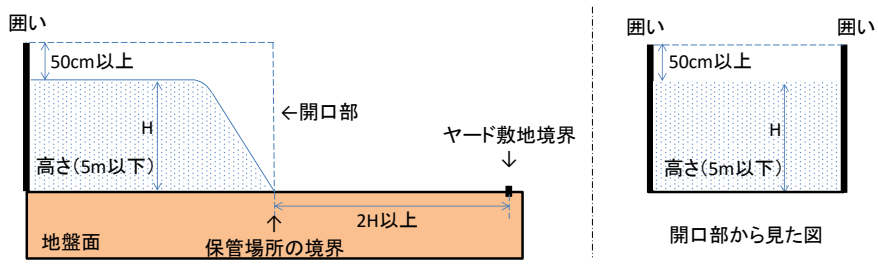


図 11 三方が囲いに接している場合

3.2.3 有害使用済機器からの火災及び延焼を防止するための措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(関連部分のみ抜粋) 第●条

近年雑品スクラップの保管ヤードからの火災の発生が多いことから、有害使用済機器の保管に際しては火災の防止の観点から、次の措置を講じる必要があります。

- 火災防止、延焼防止の管理を容易にする観点から、有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管する必要があります。そのため、搬入時に分別する必要があることから、混合状態で搬入された場合は、展開検査を行う必要があります。
- また、運搬時においても有害使用済機器とその他の物が分別可能な状態で積載してある必要があります。
- 火災の原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の扱いについては、分別した上で保管することとする必要があります。
- 火災防止の観点から、有害使用済機器の保管の一つの集積単位の面積は 200m² 以下とする必要があります。
- また、(不燃性の仕切りを設ける場合を除き) 一つの集積単位と他の物、又は集積単位相互間の離隔距離は 2m 以上とする必要があります。

図を追加予定

図 12 離隔距離の基準

出典：消防庁、火災予防条例(例)

<写真：事例> ヤード入口に返品リストを掲示している例

保管ヤードの入口に、受入を認めない物品（火災の危険のある電池等）を返品物リストとして掲示している例です。写真等を用いてわかりやすく掲示する等の工夫がされています。



図 13 返品物リストの掲示例

<写真：事例> 入荷時に貨物を展開して検査を実施している例

貨物を入荷した際にヤード内に展開選別を行い、混入した危険物や受入不可物品を取り除く等の措置が講じられている例です。



図 14 展開検査の実施事例

<写真：事例> 有害使用済機器のみ分別され保管されている例

有害使用済機器と対象外の物は可能な限り分別する必要があります。下記の事例では、保管場所に仕切りを設け、貨物を種類別に分別して保管している例です。また、仕切りを設け

ることで火災時の延焼防止にも効果が見込めます。その他、小型家電等の小さい品目についてはカゴを利用して積み上げて保管している事例もあります。

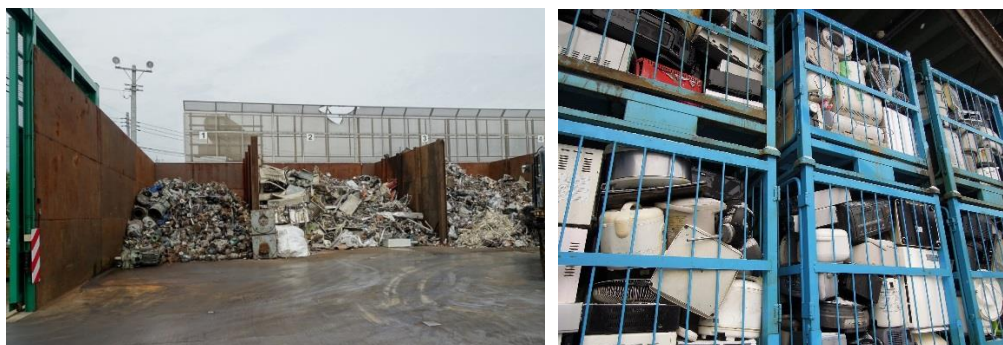
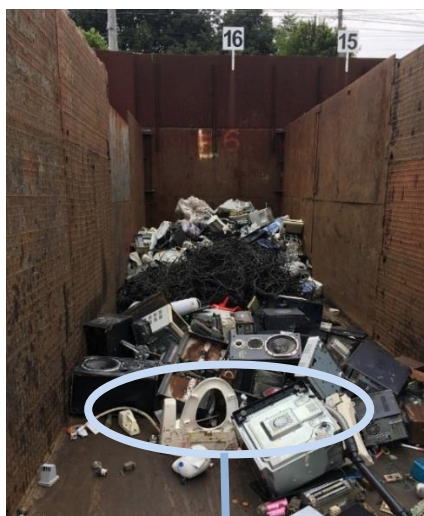


図 15 分別保管の事例



小型家電のみを分別して保管している事例

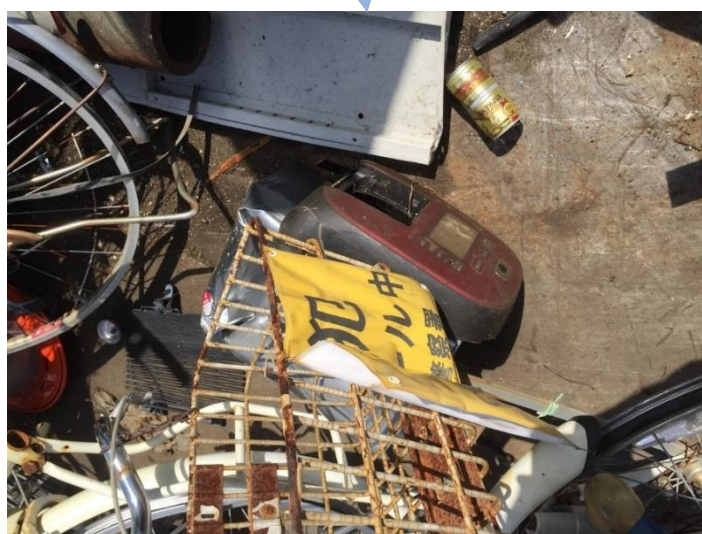
<写真：事例> 有害使用済機器と対象外の物が混入している例



スクラップ全景



ビデオデッキ等が混入



炊飯器が混入

<写真：事例> 保管高さ・離隔距離が確保して保管されている例

火災・延焼防止の観点から、有害使用済機器を含む雑品スクラップについては保管高さを5m以下とするとともに、適切な離隔距離を維持・確保する必要があります。



図 16 保管高さ・離隔距離確保の事例

<写真：事例> 消火器が設置されている例

消火活動の円滑化の観点からヤード内には消火器を設置することが望まれます。下記の事例では複数のエリアに区切られたヤードの全てのエリア内に消火器を常備しています。



図 17 消火器の設置事例

3.2.4 その他

有害使用済機器の中で、特に有害性高い物質を含むあるいは発火性の可能性が高い部品等が使用されている場合があるので、適正な取扱いが必要となります。

表 1 有害性、発火性が高い物質を含む機器・部品の概要

機器・部品	有害物質の種類	備考
蛍光管	水銀	破損等を防ぐよう専用容器による保管する等取扱いに留意が必要です。 なお、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として処理する必要があります。
電池類 (鉛バッテリー、ニカド電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、乾電池等)	鉛、カドミウム、水銀、酸、発火性液体	腐食による液漏れ防止のため、容器で保管する等取扱いに留意が必要です。 なお、なお、水銀を含む電池を、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として処理する必要があります。
モーター類	油	油の飛散・流出防止措置の観点から選別保管する必要があります。



図 18 蛍光管



図 19 乾電池



図 20 鉛バッテリー



図 21 コンプレッサー (黒モーター)

【コラム】 指定対象となる機器以外の取扱い

- 今回指定対象となる機器以外にも、有害物質を含む機器や発火性・引火性を有する物質を含む機器も混合状態で保管ヤードに搬入されることも想定されます。例えば、下表に示すような機器については、搬入時に十分な選別を行うなどその取扱いには充分留意することが望まれます。

表 2 指定機器以外で特に注意して保管すべき機器の概要

機器・部品	有害物質の種類	備考
給湯器	鉛	土壌・地下水汚染防止の観点から、不透水性の床、雨水分離槽等の設置などの措置を講じる必要があります。
配電盤	鉛	同上
無停電電源装置 (UPS)	鉛、酸	鉛バッテリーを内蔵しているため、腐食による液漏れ防止のため、容器で保管する等取扱いに留意が必要です。
産業系 ・工業系機器	油、鉛	土壌・地下水汚染防止の観点から、不透水性の床、雨水分離槽等の設置などの措置を講じる必要があります。
農機具、オートバイ	油	同上



図 配電盤



図 無停電電源装置 (UPS)

3.3 有害使用済機器の処分基準

3.3.1 有害使用済機器の処分に係る基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（関連部分のみ抜粋）

<暫定的に検討会中間取りまとめの記述を抜粋>

- 飛散・流出防止、騒音・振動防止等
 - ・ 処分に伴う有害使用済機器（その一部も含む）の飛散流出防止、騒音・振動等の防止、その他ねずみ・害虫の発生防止等生活環境保全上必要な措置を行うこととする。
 - 処分時の火災発生防止
 - ・ いわゆる雑品スクラップの火災が頻発していることや他制度上の制約がかかるような取扱いになっていないことを踏まえ、人の健康・生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、次の措置を講じる。
 - ・ 火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については火災にならないよう、回収し適切に処理することとする。
 - 特定の機器に係る処分基準
 - ・ 家電リサイクル法の対象4品目に該当する機器は、特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法によることとする。
 - 処分施設の生活環境保全措置
 - ・ 有害使用済機器の処分に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置、処分によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置及び爆発による被害を防止するために必要な措置を講ずることとする。
- ※ 政令、省令、ガイドライン等を組み合わせて規定することを想定。より詳細な内容は適宜ガイドライン等で明らかにする。

(解説)

【飛散流出防止】について

有害使用済機器の処分に当たっては、有害使用済機器やその破片等が飛散するおそれがあります。また、油や有害物質を含む物もあり、これらの飛散流出を防止する必要があります。

【騒音・振動等の防止】について

有害使用済機器の処分に伴い騒音や振動、悪臭等が発生し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、周辺の生活環境上支障が生じないような措置を講じる必要があります。

【火災防止等】 について

有害使用済機器には前述の通り、衝撃等で発火する可能性がある物が含まれている場合があります。処分に当たっては、発火のおそれのあるものや、蛍光管、電池等処分により有害物質の飛散・流出の恐れがあるものを取り除く必要があります。また、処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的に装置又は目視等により確認する必要があります。さらには、延焼防止のため消火器を設置する等の措置も考えられます。

※水銀等を含む物品、例えば蛍光管や一部の乾電池については、分別後適正に処理する必要があります。

【施設設置時の措置】 について

有害使用済機器の処分のための施設の設置に当たっては、必要に応じて防音措置を講じる、施設屋内に設置するなど周辺環境に配慮する必要があります。

【処分に伴う保管】 について

有害使用済機器の保管に関しては、前節を参照ください。

【特定家庭用機器に該当する品目の処分】 について

有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、環境大臣が定める方法により処分する必要があります。例えば、含まれる鉄、アルミニウム、銅等を回収する方法や、ハイドロフルオロカーボンが発散しないよう回収する等の措置が必要です。詳細は〇〇を参照願います。

3.3.2 処分にかかる生活環境保全上の措置

処分を行う場合は、有害使用済機器及びその一部の飛散及び流出防止、騒音、振動、悪臭等の防止、周辺的生活環境保全支障が無いような措置を講ずる必要があります。

例えば、飛散防止の観点から、建屋内での処理が考えられます。また、油や液体を含む機器を処理する場合はあらかじめ油や液体を除去する、処分を行う場所の不浸透対策等の措置を講じる必要があります。また騒音、振動対策の観点からは、住居から可能な限り隔離する、防音効果の高い壁を設置する、建屋内に設置する、接地面に振動防止装置を設ける等の措置を講じる必要があります。処分を行う時間等にも留意が必要です。

【コラム】 処分設備と品目フロー

- 一部の事業者は、有害使用済機器等を破砕機（シュレッダー）に投入し、破砕・選別を行います。その場合においても、前述したとおりの生活環境保全支障が無いような措置を講じてください。処分設備と品目フローのイメージと処分設備の仕様例は次のとおりです。

3.3.3 有害物質の火災及び延焼を防止するための措置

有害使用済機器の中にはリチウムイオン電池など破砕や圧縮により発火するおそれのあるものが含まれている場合があること等から、処理に適さないものが含まれている場合は除去できるよう、連続的に監視するための措置を講ずる必要があります。また万が一火災が起こった場合の初期対応として、消火器を備え付けるなどの措置も必要です。

(1) 破砕

破砕施設では、火災の発生おそれがあり、処分を行う施設内の火災・爆発は主に、「①破砕に伴う機器の高熱化による設備内の火災・爆発」、「②破砕後の高熱状態の機器からの火災」などが考えられるため、これらに応じた措置が求められます。

【コラム】 破砕に係る火災・爆発防止措置

<破砕に伴う機器の高熱化による設備内の火災・爆発>

- 有害使用済機器の中に発火性・引火性の高い部品等が含有されている場合、破砕に伴い、機器及びその一部が高熱化し、設備内で火災、あるいは爆発するリスクが生じます。一度、設備内で火災、あるいは爆発が発生すると、設備の損壊に伴う費用のみならず、周辺作業員が死傷・負傷する恐れがあるので、破砕を行う場合は、事前に発火性・引火性の高い部品（電池、バッテリー等）を除去するとともに、下図のような散水等の火災防止、防爆措置を導入する必要があります。

<破砕後の高熱状態の機器破砕物からの火災>

- 破砕後の機器破砕物は高熱状態となっている場合があり、そこに電池、バッテリー等が混入していると火災が発生する恐れがあります。そのため、破砕物が高温状態となっている場合は選別保管する等、火災が起こらないように注意する必要があります。

(2) 溶断

ガス等による溶断を行う際、残存していた危険物に着火して爆発するおそれがあります。可燃性ガス、引火性の物の蒸気又は可燃性の粉じんが存在して爆発・火災が生ずるおそれのある場所でガス等による溶断を行う場合においては、通風、換気、除じん等の措置を講じる必要があります。

出典：厚生労働省、産業廃棄物処理業等における爆発・火災の防止について

4. 維持管理

4.1 その他遵守すべき事項

法第十七条の二 第六項

前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（関連部分のみ抜粋） 第●条

有害使用済機器の適正処理の観点から、同機器の保管又は処分について、帳簿を作成し備え付ける（機器毎、受入先、受入量、取扱い法（解体、処分）、持出先、持出量等を記載。）こととする。

（解説）

有害使用済機器の保管等の業を行う者においては、適正な管理を促す観点から、有害使用済機器の取扱いについて、品目毎に、受入先、受入量、処理方法、持出先及びその量等の取扱いの流れを把握するよう義務づけています。

なお、記録は書面によるもののほか、電磁的記録も可能とします。
帳簿への記載事項は以下のとおりです。

表 帳簿への記載事項(取扱い品目毎に記載)

帳簿記載事項	備考
品目	有害使用済機器の品目毎に記載。
受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
受入量	複数の受入先がある場合には、受入先毎に記載。 ※計量単位は重量に統一することが望ましい。
取扱い法（解体、処分）	受け入れた有害使用済機器の取扱い方法を記載。 （選別、解体、破碎（切断）、圧縮等の別）
持出先	有害使用済機器（及びその解体、処分等を行った後の産物、残渣等）を含む貨物について、持出先を記載。複数の持出先がある場合は、貨物毎に全ての持出先を記載。 ※受け入れた機器を、処分等をおこなわずそのまま持ち出す場合は、受け入れと同様の品名を記載。 ※処理により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミスクラップ」、「ラジエーター」等の持出物品の品目名で記載。
持出量	有害使用済機器の持出量について記載します。複数の持出先がある場合には、品目毎、引渡先毎に記。

※その他必要な事項があれば適宜追加

帳簿の記載イメージを追加予定

5. 有害使用済機器の保管等に関する届出手続き

5.1 有害使用済機器の保管等に関する届出手続きの概要

[改正法第 17 条の 2 第 1 項、第 6 項関係]

法第 17 条の 2 (有害使用済機器の保管等)

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(中略)

六 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(解説)

法第 17 条の 2 第 1 項 (届出、対象者)

法第 17 条の 2 第 6 項 (業を廃止した場合等の届出)

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者は、事業開始の 10 日前までに、管轄する都道府県知事、廃棄物処理法第 24 条の 2 に定める政令市長への届出が義務づけられています。

届け出た事項を変更する場合についても、同様に届出が必要です*。

また、有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した場合には、廃止後 10 日以内に届出が必要です。(第 17 条の 2 第 6 項 省令第〇〇条第〇項)

なお、法令に基づき許可等により環境保全上の措置が講じられている等の者は届出義務が除外されています。

※保管又は処分を業として行おうとする者とは、反復継続して当該保管又は処分を行う者をいいます。

※変更の届出についても変更の 10 日前までの届出が必要ですが後述する項目の変更についてのみ届出期日が異なります。

5.2 届出除外対象者について

適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして、届出の適用が除外されている者は次の通りです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（関連部分のみ抜粋）

＜暫定的に検討会中間取りまとめの記述を抜粋＞

廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）又はこれらの許可等を要しないことと整理されている者

（届出除外対象者）（P）

- ・市町村等
- ・市町村等の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）（保管のみ適用除外）
- ・市町村等の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者
- ・一般廃棄物収集運搬業者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）（保管のみ適用除外）
- ・一般廃棄物処分業者
- ・産業廃棄物収集運搬業者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）（保管のみ適用除外）
- ・産業廃棄物処分業者
- ・広域的処理認定業者（収集運搬又は処分を認められた者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。））（収集運搬は有害使用済機器と同等の機器の積替保管有の業者に限り、当該業者は保管のみ適用除外）
- ・再生利用認定業者（収集運搬又は処分を認められた業者）（収集運搬は有害使用済機器と同等の機器の積替保管有の業者に限り、当該業者は保管のみ適用除外）
- ・廃掃法施行規則第2条第2号、第9条第2号に基づく再生利用業者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）（保管のみ適用除外）
- ・廃掃法施行規則第2条の3第2号、第10条の3第2号に基づく再生利用業者
- ・小型家電リサイクル法に基づく認定事業者（再資源化事業計画に従って行う行為に限る）
- ・小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の委託を受けた者（再資源化事業計画に記載の者が当該計画に従って行う行為に限る）
- ・製造業者等（家電リサイクル法23条第1項の認定を受けた者に限る。以下同じ。）
- ・製造業者等から委託を受け、再商品化等に必要な行為を業として行う者（家電リサイクル法23条第1項の認定を受け、積替保管を行う者に限る）（保管のみ適用除外）
- ・製造業者等から委託を受け、再商品化等に必要な行為を業として行う者（家電リサイク

ル法 23 条第 1 項の認定を受け、処分を行う者に限る)

- ・家電リサイクル法 32 条で指定された指定法人
- ・家電リサイクル法の指定法人からの委託を受けて積替保管を行う者（保管のみ適用除外）
- ・家電リサイクル法の指定法人からの委託を受けて処分を行う者

（保管量が少ないこと等により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者）

- ・ヤードの敷地面積 100m² 未満と規定

（届出除外対象者）（P）

【製造業者等】

- ・自ら製造した製品の工程不良品やリコール品、保証期間内の故障品を処分のため保管する製造業者等
- ・型落ち在庫やモニター回収品を処分のため保管する製造業者等

【販売業者等】

- ・店頭・ショールームでの展示品を処分のため一時保管する小売店等
- ・カー用品等の購入・取付時に、本業に付随して旧機器を回収し処分のため一時保管するカー用品店
- ・リース・レンタル終了後の、本業に付随して機器を処分のため一時保管するリース・レンタル会社

【機器の回収を伴うその他の業】

- ・機器の修理時に新品交換された故障品を回収し処分のため一時保管する修理・メンテナンス業者
- ・携行品保険等が適用された破損機器を回収し処分のため一時保管する損害保険会社
- ・機器について、本業に付随して回収し処分のため一時保管する小売店

※ 改正法の条文解釈上、適用除外と整理しうるかを精査の上、省令にて規定。

※ 「処分」とは、廃棄物としての処分ではなく、製品として使用する目的以外の有価の取引等をいう。

（解説）

届出が除外されている事業者としては、法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、環境汚染のおそれがないと考えられる者（第○項）、有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないと考えられる者（ヤードの

敷地面積 100m²未満と規定) (第○項) が該当します。

その他、いわゆる雑品スクラップ業者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者(有害使用済機器の適正保管を行うことができる者に限る。)(第○項)として、雑品スクラップ業者以外の者が当該法律上届出対象となる場合に、適正保管が想定される者については届出除外対象者とします。

例えば製造製品の不良品、リコール品、故障品を有価取引等で処分する製造業者、展示品を有価取引等で処分するため一時保管する販売業者、機器の修理時に交換後の故障品を回収し、有価取引等で処分するため一時保管する修理業者等を想定しています。

【コラム】届出対象事業者の把握方法例

- 届出対象となる事業者を把握するための方法として、古物営業法に基づく事務機器類や機械工具類等の申請等の情報や、条例に基づく金属くず商の申請等の情報から、申請を行っている事業者を特定し、これらの事業者に対して本制度の周知・指導を行うこと等が考えられます。

5.3 有害使用済機器の保管等に関する届出について

5.3.1 有害使用済機器の保管等に関する届出の流れ

有害使用済機器保管等業者は、保管ヤードが属する都道府県、廃棄物処理法第 24 条の 2 に定める政令市宛に、有害使用済機器の保管等に関する届出が必要となります。

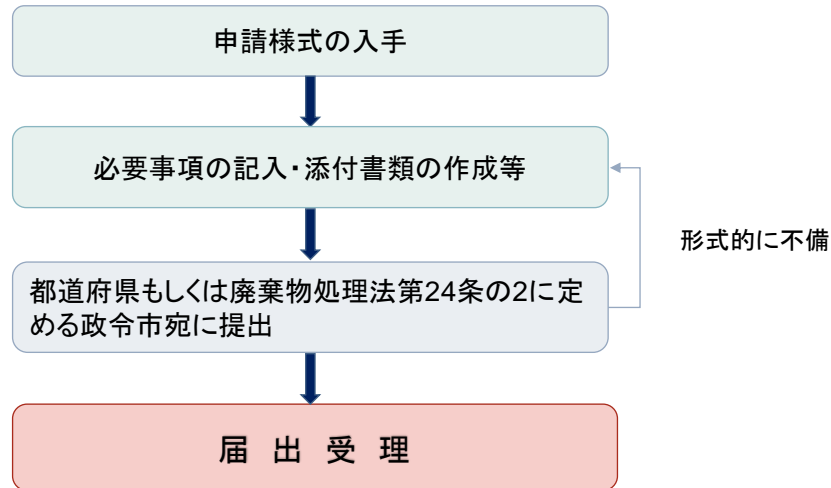


図 22 届出の流れ

【届出の時期】

- 新規の場合は、事業開始前 10 日前までに届出が必要です。
※事業開始前 10 日前までに届出受理されている必要があります。
※法改正の施行日（平成 30 年 4 月 1 日）に、既に有害使用済み機器の保管等を業として行っている者については、施行後 6 ヶ月（9 月 30 日まで）迄届出が受理されている必要があります（猶予期間）。
※施行直後においては、制度が充分認知されていないことも想定されるため、必要に応じて、有害使用済機器の取扱いの可能性が見込まれる事業者について、既存許可等の情報の入手やパトロール等により、把握し、届出の提出について周知することが望まれます。

【届出の提出先】

- 有害使用済機器保管等業者は、申請書類を整えた上で、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県、廃棄物処理法第 24 条の 2 に定める政令市に、添付書類を添えて届出の提出が必要となります。なお、複数の自治体で事業を行う場合においては、それぞれの自治体に対して届出が必要です。
※事前に届出官庁に相談することによって、手続きが円滑になることが期待されます。

【届出書内容の記録】

有害使用済機器保管等業者は、届出書の副本を保管する義務はないが、届出内容との齟齬が生じないように、届出内容の記録を保存しておくことが望ましい。

5.3.2 届出事項・書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（関連部分のみ抜粋）

＜暫定的に検討会中間取りまとめの記述を抜粋＞

- 申請者の基本情報
 - ・ 氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類
- 事業一般に関する事項
 - ・ 事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場の概要、事業場の面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権原を有することを証する書類
- 保管に関する事項
 - ・ 保管する機器、保管場所の面積、保管量の上限、保管高さ上限、保管場所の構造がわかる図面（平面図、構造図等）
- 処分に関する事項
 - ・ 処分の方法、処分する機器・数量、処分施設の種類・数量・設置場所・構造がわかる図面（平面図、構造図等）
- 届出の時期
 - ・ 新規は事業開始前 10 日前までとすることとする。
 - ・ 届出事項の変更についても、廃棄物の取扱いを参考に、基本的に同様とすることとする。

（解説）

有害使用済機器の保管等業者は、次に示す事項について、事業を行おうとする場所を所管する都道府県等への届出が必要となります。

表 3 届出事項と対応する様式等

届出事項	項目	記入対象様式	添付書類
申請者の基本情報	氏名又は名称	●(様式@)	
	住所	●(様式@)	
	その他申請者の基本情報を示す書類		●
事業一般に関する事項	事業所及び事業場の所在地	●(様式@)	
	事業計画の概要		●

	事業開始年月日	●(様式@)	
	事業場の概要		●
	事業場の面積	●(様式@)	
	付近の見取図		●
	事業の用に供する場所の使用 権限を有することを証する書 類	●(様式@)	●
保管に関する事項	保管する品目	●(様式@)	
	保管場所の面積	●(様式@)	
	保管量・保管高の上限	●(様式@)	
	保管場所の構造がわかる図面 (平面図、構造図等)		●
処分に関する事項	処分の方法	●(様式@)	
	処分する品目・数量	●(様式@)	
	処分施設の種類・数量・設置 場所・構造の概要がわかる図 面(平面図、構造図)		●

- a. 氏名又は名称
 個人の場合は氏名
 事業者（企業、団体等）の登記上の名称及び代表者の氏名
- b. 住所
 事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）
- c. その他申請者の基本的情報を示す書類（添付書類）※写しでも可
 個人の場合は住民票（届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの）
 法人の場合は法人の登記事項証明書（届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの）
- d. 事業所及び事業場の所在地
 有害使用済機器の保管等の業を行おうとする事業場の場所の所在地。
 ※敷地が道路等で分割している場合についても、一体的な管理がなされている場
 合（例えば、一つの事務所で2カ所のヤードの管理を行っている場合など）は、
 一つの事業所とみなす。
- e. 事業計画の概要（添付書類）
 事業の全体計画
 処理の方法（保管・処分の別）
 ※手解体は保管として取り扱うこととする。
 取扱品目（品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持
 出先）
- f. 事業開始年月日

- g. 事業場の概要（添付書類）
事務所、保管場所、選別や手解体を行う場所、処分の場所、囲い、掲示版の場所、
雨水排水処理設備等事業の用に供する設備等の配置図
- h. 事業場の面積
- i. 付近の見取り図（添付書類）
事業場の周辺の状況がわかる平面図
- j. 事業の用に供する場所の使用権限を有することを証する書類
土地の登記簿謄本（申請の3ヶ月以内に発行された物）等（借地の場合は賃借契約
や同意書等でも可）
- k. 保管する品目
保管場所毎に保管する品目を記載
- l. 保管場所の面積
保管場所毎に面積を記載
- m. 保管量・保管高の上限
保管場所毎の保管量及び保管高の上限
- n. 保管場所の構造がわかる図面（平面図、構造図等）（添付書類）
- o. 処分の方法
（事業所毎に）実施する処分を記載
- p. 処分する品目・数量
品目毎に処分する方法及び数量を記載
- q. 処分施設の種類・数量・設置場所・構造の概要がわかる図面（平面図、構造図）（添
付書類）
それぞれの処理施設の概要がわかるような図面等

【添付書類について】

以下については、様式@の添付書類として届出を行います。

- ・その他申請者の基本的情報を示す書類(c.)
- ・付近の見取り図 (e.)
- ・事業の用に供する場所の使用権限を有することを証する書類 (j.)
- ・保管場所の構造がわかる図面（平面図、構造図等） (n.)
- ・設置場所・構造の概要がわかる図面（平面図、構造図等） (q.)

5.3.3 変更の場合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（関連部分のみ抜粋）
第●条

（解説）

届出事項の内容に変更をしようとする場合には、基本的に変更の前 10 日前までに事業場を所管する自治体へ届け出る必要があります。

住民票並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を添付すべき場合は変更があった日の後 10 日以内、法人の登記事項証明書に係る変更に限っては、変更があった日の後 30 日以内に届け出る必要があります。

5.3.4 休止・廃止の場合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する政令（関連部分のみ抜粋）
第●条

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（関連部分のみ抜粋）
第●条

（解説）

有害使用済機器の保管又は処分の一部又は全部を廃止した場合には、廃止後 10 日以内に、事業場を所管する自治体へ届け出る必要があります。

6. 報告徴収、立入検査等

6.1 目的

法第十七条の二 第三項

次条第一項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）並びに第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第二項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用する。

（解説）

有害使用済機器の適正な取扱いを確保するために、廃棄物処理法の規定を準用し、都道府県等が廃棄物処理法の施行に必要な限度において、必要な報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等を行うことができることが定められています。

都道府県等は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に対して、保管、処分及び維持管理に関する一切の事項について報告させることができる（第18条第1項）と共に、事業場、事務所、処理施設のある土地又は建物、その他の場所について立入検査を行うことができます（第19条第1項、第3項、第4項）。

また、有害使用済機器保管等事業者が、保管基準又は処分基準に適合しない有害使用済の保管、又は処分が行われた場合には、都道府県等はその方法を変更することを命じることができます（第19条の3第2項）。

さらに、都道府県等は有害使用済機器の保管又は処分を業とする者が保管基準又は処分基準に適合しない保管又は処分に起因して生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には支障を除去するために必要な措置を命じることができます。（第19条の5第1項第1号、第5号）この場合は命令書を交付する必要があります。（第19条の4第2項）

※有害使用済機器に該当する疑いのある物を保管している者への立入検査の際には、保管されている物が、有害使用済機器の該当性を判断する必要がありますが、有害使用済機器は（廃棄物を除く）と定義されていることから、まず、疑い物の廃棄物該当性を判断する必要があります。廃棄物該当性の判断については、従来通り、3.19通知等の既存の通知等を参考に、総合的に判断することとなります。その上で、廃棄物に該当しないものに関しては有害使用済機器に該当するか判断する必要があります。

※有害使用済機器の適正な取扱いを推進するためには、有害使用済機器に関する指導権限を持つ都道府県だけでなく、必要に応じて、バーゼル法を所管する国や、一般廃棄物の処理を所管する市町村と連携することが望まれます。

【参考】

＜改正廃棄物処理法の関連条文＞

第十八条（報告の徴収）

都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を

業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。）又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。

第十九条（立入検査）

都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 （省略）

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条の三（改善命令）

次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 （省略）

二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合（次号に掲げ

る場合を除く。) 都道府県知事
三 (省略)

第十九条の五 (措置命令)

産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準 (特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準) に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事 (第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者 (その者の委託により収集、運搬又は処分を行った者を含む。) である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。) は、必要な限度において、次に掲げる者 (次条及び第十九条の八において「処分者等」という。) に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者 (第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行った市町村又は都道府県を除く。)

二 (省略)

三 (省略)

四 (省略)

五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行った者若しくは前三号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違反する行為 (以下「当該処分等」という。) をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者

2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

6.2 罰則

本制度に基づく罰則は以下のとおりとなります。

表 4 本制度に基づく罰則

	罰則の対象者	罰則
措置命令違反 (法第 25 条第 1 項 第 5 号)	法 17 条の 2 第 3 項において準用 する法第 19 条の 6 第 1 項の規定 による命令に違反した者	5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこ れを併科
改善命令違反 (法第 26 条第 2 号)	法第 17 条の 2 第 3 項において準 用する法第 19 条第 1 項の規定に よる命令に違反した者	3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれを併 科
届出義務違反 (法第 30 条第 6 号)	法第 17 条の 2 第 1 項の規定によ る届出をせず、又は虚偽の届出を して有害使用済機器の保管又は処 分を業として行った者	30 万円以下の罰金

報告徴収に関する 不報告等 (法第 30 条第 7 号)	法第 17 条の 2 第 3 項において準 用する法第 18 条第 1 項の規定に よる報告をせず、又は虚偽の報告 をした者	
立入検査の拒否等 (法第 30 条第 8 号)	法第 17 条の 2 第 3 項において準 用する法第 19 条第 1 項の規定に よる検査若しくは収去を拒み、妨 げ、又は忌避した者	

7. その他の事項

7.1 運用上の留意事項

平成 29 年 9 月～12 月に開催された「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会」では、有害使用済機器の指定や保管・処分の基準、届出制度等の政省令事項やその他詳細な事項について検討を実施しましたが、有害使用済機器についても、人の健康・生活環境保全上の支障の可能性がある機器があること、やスクラップヤードも実態把握が進んでいないこと等から、下記に示すような検討課題が整理されました。今後はこれらの検討課題を踏まえて、実態の把握等を行った上で、機器の指定や制度の見直し等の必要な対策を検討していきます。

- 改正法の施行までに、先行事例である自治体の取組の水準を引き下げることがないよう、ガイドラインの整備や自治体への通知の発出を進めるなど、具体的な運用面の検討を一層進め、実効ある制度となるよう努めるべきである。
改正法の施行後は、今回の検討会において検討を行いつつも指定対象とならなかった機器を始め対象機器について、バーゼル法の輸出確認の状況も含めた法の施行状況、機器の有害性等の更なる実態把握を行い、適時適切に機動的な対応を行うべきである。また、定期的かつ継続的な検討・機器追加を図るための方法を確立すべきである。
- 給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）については、現地調査において多く確認され、また、いわゆる雑品スクラップの中でも個別に有価としての取引実績があると見込まれ、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有があることから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮すべきである。
- その他の機器については、「有害使用済機器」という名称が法で規定されたが、「有害」「機器」という用語を狭く捉えないようにするべきである。
 - 「有害」については、有害性の考え方について一層の検討を進めるべきである。例えば、機器に含有される有害物質の情報を引き続き収集していくなど有害物質の含有の観点にとどまらず、油の流出による土壌・水質汚染のリスクや、フロン放出のリスク、今回以上にバッテリーの存在による火災リスク等も考慮して検討すべきである。具体的な機器としては、例えば、油を含む機器としてオートバイや農機具、フロンを含む機器として業務用冷凍空調機器、バッテリーを含む機器等も指定を検討すべきである。「機器」については、解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきである。
 - また、今回指定することとしたリサイクル法対象機器を始めとして、業務用と家庭用の機器を環境への影響上区別する必然性は必ずしもないことから、こうした区別を設けずに機器を指定することについても検討すべきである。そして、今回の機器の指定や今後の一定の追加指定を行っても「すきま」の問題が解消しない等の判断に至った場合には、更なる実態把握の上で、機器単位ではなく、有害性の有無の観点で対象を指定することも含めて、指定の在り方を検討していくことも将来的にはありえる。

- 以上の多くの論点があることを踏まえ、本検討会で議論された点に十分配慮して機器の指定をすべきである。また、今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにすべきである。
- 法の施行後も引き続きスクラップヤードの実態把握に努めるべきである。特に、今般対象外となる機器のみを扱うスクラップヤードが一定程度出現すること等も想定されることから、法の施行状況に加えて、規制対象外として整理されるこうしたヤードについても、実態を把握すべきである。さらに、実態把握に当たっては、火災リスクを始めとした人の健康・生活環境保全上の支障の防止について、例えば、自治体を通じた規制対象内外のスクラップヤードの状況把握、輸出入される場合を含めたいわゆる雑品スクラップの全体的な物の流れの把握など、実態把握と検証を行うべきである。
- これらの実態把握等も踏まえた上で、保管基準、処分基準、届出事項の追加等、必要な対策を講じるべきである。また、今般の届出対象となっていない有害使用済機器の収集・運搬段階についても、更なる実態把握の上で、届出対象とする等、必要な対策を検討していくべきである。さらに、今後の有害使用済機器の追加と併せて、リサイクル法で回収ルートが定められていない機器についても、必要な実態把握を行った上で、排出段階からの対応の必要性を含めて対策を検討していくべきである。

以上のような課題があることから、有害使用済機器以外の使用済機器に関しても、環境影響の支障が生じている場合は、生活環境保全の観点から積極的な指導に努めていただくとともに有害使用済機器に関する課題について情報提供に努めていただきたい。

8. (参考) 巻末

8.1 届出様式及び記載例

各種様式を追加予定

8.2 参考資料

適宜必要なものを追加予定

8.2.1 関連法令

(1) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）〈関連部分抜粋〉

法第二条（定義等）

この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であって、次のいずれかに該当するもの（条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であって政令で定めるものを除く。）

イ 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであって、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの

ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物

ハ 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であって、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの

二 条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行うことが必要な物であって政令で定めるもの

ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「条約締約国」という。）において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であって、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

特定有害廃棄物等を定める省令（関連部分のみ抜粋）

第●条

（内容が確定次第、追記）

(2) リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン

1 製品性能に関するガイドライン

(1) エアコンディショナー

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約15年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されないよう留意することが必要
(温暖化防止・省エネ性能)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年8月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準(冷暖房兼用のうち直吹き形で壁掛け形のものうち冷房能力4kW以下のもの:目標年度2004冷凍年度¹、その他のもの:目標年度2007冷凍年度)の達成率が約100%以上で、温暖化防止にも資する製品 (※) 省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は2004冷凍年度又は2007冷凍年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある

¹ 冷凍年度とは前年の10月1日から当年の9月30日までの期間。例えば2004冷凍年度は2003年10月1日から2004年9月30日までである。

		<p>○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➤ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較等
動作確認	<p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた必要な修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p>	<p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 異臭確認 ➤ 異常音確認 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p>
外観等	<p>○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 室外機外面の錆が表面積の約10%以上 ➤ 室内機が破損している ➤ 室内機と室外機が揃っていない ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<p>○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ リモコンなど付属品が揃っていない ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている <p>○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p>

(2) テレビジョン受信機

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約15年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品(下記参照)については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。
(温暖化防止・省エネ性能)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年8月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準(ブラウン管テレビ:目標年度2003年度)の達成率が約100%以上で、温暖化防止にも資する製品 (※) 省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は2003年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある ○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 <ul style="list-style-type: none"> ➢ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➢ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 等

動作確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 異臭確認 ➤ 異常音確認 ➤ 輝度確認 ➤ コントラスト確認 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討
外観等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し <ul style="list-style-type: none"> ➤ ブラウン管の破損 ➤ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲で、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 <ul style="list-style-type: none"> ➤ リモコン等付属品が揃っている ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示 ○ アナログテレビをリユース品として自ら再販売する場合は、販売時に地上デジタル放送により2011年には使用できなくなることについて説明

(3) 冷蔵庫・冷凍庫

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約10年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品(下記参照)については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。
(温暖化防止・省エネ性能)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年8月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づく、トップランナー基準(目標年度2004年度)の達成率が約100%以上達成で、温暖化防止にも資する製品 (※) 省エネトップランナー基準の目標年度は2004年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある ○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 <ul style="list-style-type: none"> ➤ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➤ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 等

<p>動作確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 庫内温度確認 ➤ 異常音確認 ➤ 異臭確認 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討
<p>外観等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等に引渡し <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損 ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外見上の汚れが著しく少ない ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている ○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示

(4) 洗濯機（衣類乾燥機を含む）

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約10年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約7年以内の製品については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。
動作確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 異常音確認 ➤ 洗濯脱水槽及び脱水槽の開閉蓋のブレーキテスト（運転中の開閉時に回転にブレーキがかかるか） ➤ 1工程の通しテスト（注水、洗濯、排水、脱水が正常に行われるか） ➤ 動作確認、検査・修理の上で、販売時に製品保証を付与 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討

<p>外観等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等へ引渡し <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ ふたが欠損している ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 専用ホース等付属品が揃っている ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている ○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示
------------	--	--

8.2.2 有害使用済機器に含まれる部品

有害使用済機器には、電池類、モーター類など有害物質を含む部品が使用されていることがあるため、部品についても適正に保管する必要があります。各有害使用済機器に含まれる主な部品は次のとおりです。

表 5 各有害使用済機器に含まれる主な部品

	電池類	モーター類	蛍光管
1. ユニット形エアコンディショナー		○	
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの a. ブラウン管式のもの b. 液晶式のものと及びプラズマ式のもの			○
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫		○	○
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機		○	
5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	○		
6. 携帯電話端末・PHS 端末その他の無線通信機械器具	○		
7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2. のテレビジョン受信機を除く）	○		○
8. デジタルカメラ・DVD レコーダーその他映像用機械器具	○		
9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具	○		
10. パーソナルコンピューター	○		○
11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置			
12. プリンターその他の印刷装置		○	
13. ディスプレイその他の表示装置			○
14. 電子書籍端末	○		
15. 電動ミシン	○	○	
16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具	○	○	
17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	○		
18. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	○		
19. 電動式吸入器その他の医療用電機器具	○	○	
20. フィルムカメラ	○		
21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）			
22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（ユニット型エアコンディショナーを除く）		○	
23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）	○	○	
24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具			
25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具	○	○	
26. 電気マッサージ器	○	○	
27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具		○	
28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具		○	
29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具	○		○
30. 電子時計及び電気時計	○		
31. 電子楽器及び電気楽器			
32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	○		

○：使用を確認

8.2.3 騒音の環境基準等（3.2.2 関係）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項では、地域類型別・時間帯別に騒音基準が定められています。

表 6 騒音の環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：環境省、騒音に係る環境基準について

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

表 7 騒音の環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
b 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

出典：環境省、騒音に係る環境基準について

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

表 8 幹線交通を担う道路に近接する空間における騒音の環境基準

基準値	
昼間	夜間

70デシベル以下	65デシベル以下
備考： 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

出典：環境省、騒音に係る環境基準について

各保管ヤードが属する自治体の用途地域毎における騒音基準を把握した次は、時間帯別における具体的な騒音対策を考える必要があります。遵守すべき騒音規準の目安は図23のようになります。騒音基準は、場所によって異なりますが、地下鉄・在来鉄道周辺のような騒がしさが、騒音基準のおおよそ最大値となります。また、主要土木機械の振動レベルは、表9のとおりとなります。こちらを参考に、現場で土工機械の選定等、騒音対策を検討してください。

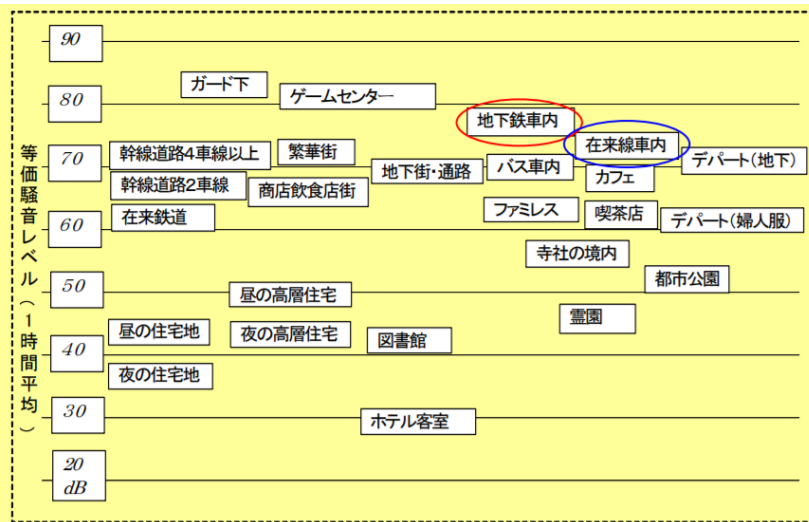


図 23 騒音目安の体系

出典：都市部における騒音の新しい目安

表 9 主要土工機械の振動レベル

機 種	建設機械からの距離 m						
	5	7	10	15	20	30	40
ブルドーザ 9~21t	64~ 85		63~ 67		63~ 78		53~ 73
" 60t, 40t	64~ 74	63~ 73					
ローダ	56~ 77		53~ 69		43~ 63		
油圧ショベル	72~ 83		64~ 78		58~ 69		54~ 59
	69~ 73	66~ 72	64~ 66	58~ 62		43~ 58	
スクレープドーザ	88		77		67		58
振動ローラ		52~ 90		44~ 75		43~ 68	
振動コンパクタ		46~ 54		40~ 44		43	
ダンプトラック	42~ 69		41~ 68	67	34~ 63	62	

出典：建設会社 HP

8.2.4 油水分離槽の容量に関する計算方法（3.2.2 関係）

参考に油水分離槽の容量に関する計算方法を掲載します。

雨水流出量は次のとおりです。

$$Q = 1/(3.6 \times 10^6)$$

Q：雨水の流出量 m³/sec、C；流出係数、I：降雨強度 mm/h、A：集水面積 m²

このうち、降雨強度 I は確率年数 5 年とし、各地域の降雨確率から引用してください。
下式は、降雨強度の算定手法の 1 つクリーブランド型を示しています。

$$I = a/(t^n + b) \quad I: \text{降雨強度 mm/h、} t: \text{降雨継続時間 min、} n, a, b: \text{地方定数}$$

油水分離槽の容量は次の式を用いて算定してください。

$$V = Q \times 60 \times 60 \times 2h \quad (2h \text{ の } 2 \text{ は安全率})$$

出典：国土交通省官庁営繕部監修「構内舗装・排水設計基準」